

# Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ルネサンス

2012.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.35



撮影:T.Itô

## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男  
弁護士 勝又 敬介  
弁護士 森田 祥玄  
弁護士 永井 康之  
弁護士 奥村 典子  
社会保険労務士 小木曾 裕子

弁護士 柄杓 貞介  
弁護士 梅村 明男  
弁護士 佐藤 三智  
弁護士 南 善隆  
税理士 大橋 由美子  
社会保険労務士 長谷川 沙美

弁護士 中野 直輝  
弁護士 伴 麻里  
弁護士 林 瑛子  
弁護士 西村 信俊  
司法書士 浅井 健司

弁護士 尾関 栄作  
弁護士 木村 環樹  
弁護士 上瀬 幹也  
弁護士 森下 達  
司法書士 萩野 直樹

弁護士 檀浦 康仁  
弁護士 渡邊 健司  
弁護士 水野 憲幸  
弁護士 一ノ子 裕一  
社会保険労務士 原田 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル 501号・601号 (受付)  
<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail [home@aichisogo.or.jp](mailto:home@aichisogo.or.jp)

100% この事務所報は再生紙を使用しております。  
古紙100%再生紙

# 人は財

たから

弁護士 村上 文男



新年明けましておめでとうございます。

本年は人財育成の年と位置づけ更に進化し続けます。

## 1 当事務所の現状、事務所 の宝は人です

私と事務員1人で始まった愛知総合法律事務所は、今では弁護士21名、税理士1名、司法書士2名、社労士3名、事務職員を含めて50名程度の事務所規模になり、更に進化を続けています。

自分の想像をはるかに超える規模になったのも、有為な人材が集まってくれたからです。本当に人に恵まれたからだとしみじみ思います。多様な人が集まってくれたおかげです。人は宝です。事務所の宝は人です。

## 2 人財の年

昨年は元裁判官の柄多貞介先生、前小牧市長で私と同期の

中野直輝先生が入所してくれました。又優秀な64期修習生3名が入所してくれました。64期3名は当事務所応募の約60名の中から選ばれた人です。64期の修習生の就活は熾烈を極めており猛烈な競争の中から勝ち抜いてきた人達です。

これほど優秀な修習生が入所しながら、育て切れてない事を大いに反省しています。

今年は柄多、中野両先生、尾関先生にも加わってもらい、人財育成の年と位置づけ、宝である人を磨いていくことに力を入れたい。

## 3 人財育成とは

①金魚からドジョウは生まれません

白菜の種からほうれん草はできません。

金魚は金魚の良さがあり、ドジョウはドジョウの良さがあります。

その人の持つて生まれた素質

をどのように生かし切るかです。

②人間力をつけるための多様な環境作り

金魚・ドジョウはそれぞれの育ちやすい環境があります。個性を伸ばす環境作りが重要です。個性を伸ばす事が人間力をつけることです。

当事務所は多様な人財を採用しようとしています。医師の資格を持った弁護士がおれば採用したいです。ITに強い弁護士も採用しています。多様性の海原は人間力を磨くための最高の環境です。

③長所を伸ばす

新人弁護士の長所を伸ばし、生かし切ることが重要です。短所は見ないようにしています。

この人を育てようと思つていると、長所ばかりが目に入り、短所が見えにくくなってきます。そこまでいけばしめたものです。しかしすべてがそのようになる

とは限りませんが、長所を伸ばそうとに努力する過程が、人財育成だと肝に銘じています。

## 4 新人弁護士をよろしく

柄多貞介先生と中野直輝先生は新人弁護士とは言えませんが、ベテランです。新天地での再出発です。どうぞよろしくお願ひします。大橋由美子税理士、森下達、二ノ子裕一、奥村典子の各弁護士も依頼者であるみなさんが育てるのだとの意気込みでよろしくお願ひします。プロフィールは別紙ルネサンスをご覧ください。

昨年は支所の年と銘打ち、みなさんのご支援のおかげで津島事務所、新瑞橋事務所を立ち上げる事ができました。

今年のみなさんの更なるお役に立てる人財育成に事務所をあげて邁進します。みなさんの更なるご支援をお願ひします。

# 入所のご挨拶



弁護士 中野直輝

この度、弁護士法人愛知総合法律事務所に入所いたしました、新人弁護士です。よろしくお願いいたします。

新人といっても、昭和52年から平成9年まで名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)の会員として約20年間弁護士業務に携わっていましたので、その意味ではオールドボーイということになります。

平成7年、突如としてそれまで無縁でありました政治の世界に飛び込むこととなり、以来昨年2月まで4期16年にわたり小牧市長を務めることとなりました。

市長業務は簡単に言えば、政治家と行政マンの中間に位置していると思います。市政方針の決定と同時に日々累積する膨大な行政事務の推進にあり、市民生活のあらゆる分野に多くの課題を抱えています。

日本は法治主義を基本とする国家ですので、これらの課題解決もおのずと多岐にわたる法律の枠の中で進めることとなり、法に密接に関連する仕事という一面もあります。

弁護士業務は紛争解決が大きな使命であります

が、その紛争は個人間のものから、法人、行政など様々な分野に及びます。適用される法律は異なっても、解決指針は公正・信義や安定など基本的には同じであります。

私がこの度入所いたしましたのは、当事務所代表村上文男弁護士と司法研修所同期という永年にわたる親交のあったこと、私の居住地に小牧事務所がある事などです。

久しぶりの弁護士業務であり、緊張感もありますが、幸い当事務所には20名の新進気鋭且つ多彩にして有能な弁護士が所属しています。これらの人々から刺激と指導を受けつつ、自らの人生経験を生かしながら努力をしたいと思っております。

趣味は軽登山をしながら自然を満喫することです。幸い高速道路を使えば、岐阜・三重・長野などの日帰り登山には手頃な多くの山があります。お茶・おにぎりとは自然は、健康的ばかりか極めて経済的でもあります。

今後とも皆様のご指導をいただきますことをお願いして、ご挨拶と致します。

## 上野先生を偲ぶ会



弁護士 勝又 敬介

当事務所では、上野先生がお亡くなりになってから、3年間毎年上野先生の命日にあたる10月23日に「上野先生を偲ぶ会」を開催しております。

今年も、名古屋市西区の料理店「あさひ」において上野精先生を偲ぶ会が開催され、ご伴侶の上野朝子様、当事務所の弁護士、職員、当事務所出身の上野先生の薫陶を受けた弁護士ら22名の出席を得ました。

この「偲ぶ会」では、例年暗黙のルールとして「悲しい話ではなく、上野先生との楽しい思い出を語ろう」というルールがありますが、今年はお伴侶の上野朝子様、弁護士、事務員を問わず参加者全員が一言ずつ上野先生との思い出や、各人の近況を上野先生にご報告させていただきました。

上野先生のお若い頃のお酒に絡む意外な逸話を披露する者あり、自身のめでたい報告をする者あり(報告の詳細な内容は後日のルネサンス発刊をお待ち下さい)と、終始笑いの絶えない賑やかな命日となりました。私をはじめ弁護士一同は、上野先生にご指導いただいた日々を懐かしみながら、酒豪であり健啖家でもあった上野先生に敬意を表して杯を重ねては箸を進め、上野先生のお名前に恥じない法曹になりたいとの思いを新たに致しました。

最後になりましたが、お忙しい中お集まりいただいた皆様、上野朝子様には改めて御礼申し上げます。



## 小牧事務所ニュース

小牧事務所 所長  
弁護士 上 禰 幹 也

あけましておめでとうございます。

小牧事務所も平成22年9月開設から早1年4ヶ月、これも皆様に支えられたおかげです。ありがとうございました。

その間、2号店の津島事務所に続き、昨年11月に3つ目の支所として3号店を新瑞橋に開設しました。支所1号店として小牧事務所もますます地域の皆様の期待に応え、津島事務所、新瑞橋事務所に負けないよう切磋琢磨していきます。ご支援のほどよろしく申し上げます。

さて、小牧事務所の近況報告です。昨年12月、前小牧市長の中野直輝先生が小牧事務所に加わりました。小牧事務所も中野先生、佐藤先生と私、上禰の弁護士3人体制とすることができたことが大きな変化です。長年、市長として行政に携われてこられた中野先生のご

加入で、地域の皆様に今までと違った視点、角度からより優れたリーガルサービスをご提供できるようになったと思います。

小牧事務所には日々たくさんの皆様が、それぞれ悩みを抱えて法律相談に来られます。法律事務所ということで敷居が高いと感じられているのでしょうか、中には緊張されてみえる方もいます。小牧事務所では、相談に来られる皆様を少しでも暖かく出迎え、緊張をほぐしていただこうと、日中は事務所全体にオルゴールのBGMをかけています。

些細なことかもしれませんが小牧事務所として出来る限りのことをしていき、これからも今まで以上にますます地域の皆様に愛される事務所に発展していけるよう、今年1年邁進していきたいと思います。

本年もよろしく申し上げます。

## TSUSHIMA NEWS

## 津島事務所ニュース

津島事務所 所長  
弁護士 南 善 隆

あけましておめでとうございます。

津島事務所で無事に正月を迎えることができたのも皆様方からの暖かいご支援のおかげです。お礼申し上げます。

さて、昨年11月に新瑞橋事務所が開設され、津島も先輩事務所として威厳を見せなければと気を引き締めています。支所の弁護士には、丸の内本部の弁護士にはわからない苦労がいくつかあります。

津島事務所は、道路を挟んで津島簡易裁判所の目の前に位置し、そこで裁判するには大変に便利なのですが、実際に担当している事件の多くは名古屋地方裁判所・名古屋家庭裁判所であるため、裁判の都度、津島から名古屋まで片道45分程度、車で移動しています。歩いて10分もかからないところにある丸の内事務所が羨ましいと思うことがあります。

尋問等で依頼者と裁判所で待ち合わせをするときなどは、時間に遅れてはなるまいと気を使います。時間に余裕をもって動いていても車での移動なので

中何があるかわかりません。移動時間等で日々時間を取られれば取られるだけ、その分夜遅くまで仕事をしなければならないので大変です。

また昼ご飯も悩みの一つです。丸の内事務所だと周辺に美味しいお店がたくさんありますが、津島事務所周辺だとそんなにたくさんのお店があるわけではないのでほぼ毎日お弁当屋さんにお世話になっています。ささやかですが、お弁当のローテーションを週の最初に決め、結果を出すのが楽しみです。ちなみに、唐揚げ弁当など先発弁当の柱は、中3日、時には連食で回しています。

津島事務所には、フルマラソン参加を宣言している林弁護士に、春日井市から片道28キロを自転車で通勤されている事務局の佐藤さんなどおもしろいキャラクターな人たちがおり楽しく、地域の皆様に愛され、お役に立てていけるよう事務所一丸となって頑張っています。

本年もよろしく申し上げます。

# ガールズトーク

**伴弁護士**・・・大橋税理士が入所され、女性士業メンバーも増えましたね!!本日は女性士業メンバーだけでお話ししましょう!そうですね・・・テーマは趣味と仕事かな?では、最初のテーマは趣味でお願いします。

**大橋税理士**・・・私が今夢中になっていることは畑です。雑草抜きとか大変ですが、何も考えず、あつという間に時間が経ち、とても楽しいです。ストレス発散ってほどでもないのですが、毎日の猫たちの世話は癒されています。愚痴を聞いてもらっていいです(笑)

**小木曾社労士**・・・私もこの春と夏、畑いじりにはまっています!オクラ、枝豆、トマト、アスパラ、ピーマン、きゅうり、カボチャを育てました(半分ぐらいは育ちませんでした)。確かに時間が経つのを忘れられますね。気がついたら日が沈みかけていることもありました。(今となっては見る影もありませんが・・・)

**長谷川社労士**・・・畑いじりは良いですね!自然に触れる感じが!ささやかですが、私は以前、机の上に小さなサボテンを置いていました。が、書類に隠れ、気づいた時には、既にサボテンは跡形もありませんでした・・・

**林弁護士**・・・そうですね・・・私の最近の趣味はランニングや自転車です。自転車は津島事務所勤務するようになり、スポーツバイクを購入したところ、はまりました。1時間程度であれば、自転車を利用します。マラソンは、?十路を迎えるに



弁護士 ■ 林 瑛子



税理士 ■ 大橋由美子



社労士 ■ 長谷川 沙美

あたり、体力をつけたくて始めました。3月には、フルマラソンに出場予定のため、週末には10kmから20km走ることもあります。走っている間は無心になれるのでストレス解消にも一役買っています。

**長谷川社労士**・・・林弁護士はアスリートですね!!私も最近始めたテニスにはまっています。日曜の朝8時からですが・・・学生時代はバスケットボール部やバレーボール部に所属しており、いつも室内競技ばかりでした。(炎天下が苦手です・・・)しかし、今は外のコートで日々激しく動きまわっています・・・テニスは初めてですが、学生時代に部活ばかりやっていた頃の血が騒ぎますね(笑)まだまだ上手くはないですが、少しずつでも上達していくのが分かると、更にやる気になります!!

**伴弁護士**・・・朝8時からですか!早いですね!私は朝は苦手ですが、

趣味のゴルフのためなら、早起きも苦ではないです(笑)学生時代からゴルフをやっていますが、自然の中で体を動かすのはとても気持ち良いです!長い間やっているわりには全く上達せず、人よりたくさん打って、たくさん走っているのに、より運動になりません(笑)  
では、次のテーマは仕事ですね。どんなことに日々気をつけたり、業務で困ったりしますか?またどんなことがモチベーションとなりますか?

**大橋税理士**・・・仕事はなるべく時間内に終わるように時間配分を考へてやっていますが、なかなか急な仕事に追われて、うまくいかないこともあります。あとで確認できるように、どの仕事にどれだけかかったかをデータ化して記録しています。私の提案一つで何億何千万のお金が動くこともあるので、正直怖くなる時もあります。お客様に感謝されることやっぱり嬉しいですね。

**小木曾社労士**・・・仕事で困難なこととは、顧問先等へのアドバイスですね。法律通りのアドバイスをするとは簡単ですが、どうすれば法律を遵守しつつ、企業の中で実際に運用をしていくことができるか。この辺りの調整にはよく悩まされます。仕事のモチベーションは、やはり依頼者の方からいただく感謝の言葉や笑顔ですね!また頑張ろうという気になります。

**長谷川社労士**・・・そうですね!ありがとうの一言のために頑張れます!  
顧問先等の企業はもちろんです、

愛知総合の特徴として、労働者側からの業務に関する相談も良く受けます。企業側であっても、労働者側であっても、不安を抱えて相談にみえる方にとつて、どんな相談に対しても同じ視点で問題を解決できるように、しっかりと気持ちを受け止めることを心掛けています。

**林弁護士**・・・私も依頼者の話をじっくりと聞くことを常に心掛けています。それにより依頼者の不安な気持ちやめぐることができたりしますし、私自身も新たな解決の糸口を見つけることもあります。紛争が解決して、「これで新しいスタートがきます」と言っていたらいいですね。それまでの苦労も忘れ、本当にうれしく思います。

**伴弁護士**・・・私も依頼者の方のために一生懸命努力して、誠実に対応し、頼りになるな!と思ってもらえる弁護士でありたいと思つて日々業務に取り組んでいます!  
愛知総合の女性士業メンバーはやっぱり仕事好きですね!!これから力を合わせて頑張っていきたいと思います!



弁護士 ■ 伴 麻里



社労士 ■ 小木曾 裕子

# Q&A

## 〇〇って遺産になるの？



弁護士 梅村 明男

前回に引き続き、今回も、相続について、よく相談される点をお話したいと思います。  
みなさんご存じの通り、不動産については、遺産となり遺産分割の対象となります。では、以下の場合はどうでしょうか？

### Q1: 預貯金は遺産となりますか？

**A1:** 遺産となります。法的には、預貯金等の金銭債権については、遺産分割協議を行わなくても、被相続人の死亡と同時に、法定相続分に応じて各相続人に帰属することになります。したがって、各相続人が、金融機関に対し、法定相続分にあたる金額を支払うよう求めることができます。ただし、金融機関の多くは、相続トラブルに巻き込まれないように、相続人全員の署名押印のある遺産分割協議書等の提出を求めていると思います。このような場合、遺産分割全体の価格、遺産分割協議の展望、相続人間の人間関係等も含め、どのような法的手段を用いるかを慎重に検討する必要があると思いますので、弁護士に相談されることをお勧めします。

### Q2: 生命保険金は遺産となりますか？

**A2:** 被相続人が、自己を被保険者として生命保険金契約をしていた場合、その生命保険金が遺産となるかどうかは、保険金受取人としてどのような指定がなされているかによります。この点、受取人が相続人のうち特定の者（例えば妻や子ども）と指定されていた場合には、特段の事情のない限り、当該生命保険契約は、「他人のための保険契約」となり、生命保険金は指定された特定の者の固有財産となりますので、遺産分割の対象となる遺産にはなりません。

### Q3: 葬儀の際にもらった香典は遺産となりますか？

**A3:** 香典は、習慣上、被相続人の死後に喪主あるいは遺族への贈与として交付される金銭ですので、相続財産となりません。

### Q4: 株式は遺産となりますか？

**A4:** 遺産となります。ただし、どのように金額を評価するかが問題となります。上場株式の場合は、市場での取引価格を参考に評価することとなりますが、上場していない未公開株式の場合は、相続税申告書に記載された評価額を参考に、会社の決算資料等を考慮して決めるときがあります。ただ、未公開株式の場合、相続税申告書に記載する評価額についても、専門的な税務知識がないと算定が困難です。当事務所には税理士もおりますので、未公開株式がある場合や、相続税申告が必要な場合には、当事務所にご相談ください。

## 雇用促進税制

税理士

大橋由美子



平成23年度の税制改正において、雇用促進税制という規定が創設されました。

雇用促進税制とはその名の通り、従業員を雇い入れた場合に一定の要件のもと、一定の金額が税額から控除されるという、優遇税制となっています。

一定の金額とは、その期における増加した人数1人につき20万円となっていますので、5人増加した場合は、100万円の税額控除となります。(一定の制限有)要件として主なものは、5名以下(中小企業は2人)の

増加人数であることや、前年期末における人数より10%の増加していること、そして支給額が一定額増えていること、事業主都合による離職者がいないことなどあります。しかし、正社員だけでなく、雇用保険に加入しているパートも対象となりますので、比較的实施しやすいと思います。ぜひご活用ください。

★情報提供目的のため簡単に説明しましたが、手続きなどの要件もありますので、適用する際は当事務所所属の税理士までご相談いただきたいと思います。

## 「司法書士費用がメチャクチャ高い!?!」

司法書士

浅井 健司



司法書士の仕事のイメージと言えば、登記手続きです。そして、登記手続きのイメージと言えば、難しい書類を揃えて・作って・それを細かくチェックする、難しいし、責任重いの、面倒だし、という嫌な作業の連続と思われがちです。事実、司法書士として、否定はしないところです。

そんな登記手続きのお見積をご依頼者にお出しすると、「うわっ!高い!?!」「こんなにするの!?!」と言う反応をされることがあります。僕自身も数十万円の金額にビックリします。しかし、よくよく見積もりを確認すると、この見積金額の高い原因が「司法書士の報酬」ではなく、「登録免許税」という税金であることに気がま

す。不動産の名義を移動させる際には、この登録免許税を国に納める必要があり、相続税や贈与税等とは別のものです。不動産の評価額等に連動してこの税金は決まりますので、高額な不動産になれば、税額も上がります。見積金額の8割以上が税金だったりすることは良くあることで、司法書士の報酬が見積金額の1割に満たないこともあります。

浅井は「報酬部分」については満足頂けるサービスと努力で補い、「税金・費用部分」を日々の勉強や情報収集で、よりご依頼者に有利な金額で見積もりが作れるよう、日々精進しています。

## 未払い残業代

社労士

小木曾 裕子



「未払い賃金」「未払い残業代」という言葉を、皆さん一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか?自分には関係ないや・・と思っている方、本当に関係ないですか?

今回は、よくある未払い残業代のケースを2つご紹介します!

### 【ケース1】

私の会社の労働時間は30分単位で計算されているので、端数は全て切り捨てとなります。

よく耳にすることのある計算方法ですが、これは違法です。

1日ごとの労働時間については1分単位まで計算しなければなりません。

1カ月の労働時間を合計し30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて1時間とする方法です。この方法であれば、労働者に不利となることもあるけど、有利になることもあるからです。

常に労働者の不利となるような、「切り捨て切り捨て」の方法をとっている会社にお勤めの方は、未払い残業代が発生している可能性が高いです。

### 【ケース2】

私の会社では部長以上の管理監督者となると管理職手当が支給され、残業代は支払われなくなります。

これもよく耳にするお話しです。

確かに、「労働基準法上の」管理監督者となれば、会社は残業代を支払わなくても良くなります。重要なのは「労働基準法上の」です。

どの会社でも「管理職」といわれる方がいらっしゃると思いますが、その基準はほとんどの場合会社独自のものとなっています。

労働基準法という管理監督者とは、企業の経営方針や人事管理方針の決定等に相当程度関わっている方となります。この基準に該当しない「管理職」さんは、けっこう多いのではないのでしょうか。

